

(様式1)

病院開設許可申請書

令和 年 月 日

大阪市保健所長様

開設者住所 (〒)

氏名 (法人名)

電話 ()

FAX ()

e-mail

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地
その名称及び代表者の職、氏名 〕

下記のとおり、病院を開設したいので、医療法第7条第1項及び同法施行規則第1条の14第1項の規定により申請します。

保健福祉センター受付印	保健福祉センター収納済印	大阪市保健所受付印

提出部数：3部

(様式1)

1 開設者の住所 氏名 (フリガナ)	(〒)	
	(開設者名フリガナ)	
	(開設者名)	
(法人の場合は、主たる事務所の所在地及びその名称(フリガナ)を記入すること。また、開設者が医師又は歯科医師である場合はその旨を記入し、免許証の写し及び履歴書を添付すること。)		
2 (フリガナ) 病院名		
3 開設の場所	(〒)	
	電話	()
	FAX	()
	e-mail	
4 診療を行おうとする科目 (※欄外「注1～3」参照)		
5 開設者が医師又は歯科医師以外の者であるときは開設の目的及び維持の方法	開設の目的	
	維持の方法	
6 開設者が医師又は歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨	(1) (病院・診療所)を(開設・管理)している。	
	(2) (病院・診療所)に勤務している。	
	(3) 上記(病院・診療所)の名称・所在地	
	(フリガナ) 名称
	所在地	電話 ()
	(4) 本申請にかかる病院開設時にも上記の状況を継続するのか。	
	継続する	その理由
	継続しない	その方法

注1 医療法施行令第3条の2に規定されている診療科名であること。

2 医療法第6条の6第1項による厚生労働大臣の許可を受けた診療科名とは、「麻酔科」である。

3 麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書」の写し(保健福祉センターで原本照合済みのもの)を添付すること。

(様式1)

7 開設者が医師又は歯科医師であって、同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨	(フリガナ) 名 称						
	所 在 地	(〒)		電話 ()			
	理 由						
8 医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・その他の従業員の定員等 (※標準数の定めのないものについては定員のみ)		定 員	標準数		定 員	標準数	
	医 師			歯 科 医 師			
	薬 剤 師			栄 養 士			
	看 護 師			助 産 師			
	准 看 護 師			看 護 補 助 者			
	保 健 師		臨床工学技師		診療放射線技師		
	診療X線技師		臨床検査技師		衛生検査技師		
	歯 科 衛 生 士		歯 科 技 工 士		理 学 療 法 士		
	作 業 療 法 士		視 能 訓 練 士		義 肢 装 具 士		
	言 語 聴 覚 士		精神保健福祉士		柔 道 整 復 師		
	あん摩マッサージ指圧師		そ の 他		計		
	標準員数算定表	別紙1のとおり					
9 敷地の面積及び平面図	面 積	m ²					
	平 面 図	別添第1図のとおり					
10 敷地周囲の見取図	交 通 機 関	線 駅下車 分					
	敷 地 条 件	用途地域の種類					
		防火地域の種類					
見 取 図	別添第2図のとおり						
11 建物の構造概要及び平面図	面 積	建築面積	m ²	建物延床面積	m ²		
	建 物 の 構 造 概 要	別紙2のとおり (※建物配置図が添付されていること。)					
	平 面 図	別添第3図のとおり (各室の用途を明示すること。なお、療養病床に係る病室、精神病室、感染症病室、結核病室がある場合はこれを明示すること。)					

(様式1)

12 法定施設等の構造設備の概要	診察室	有・無	臨床検査施設	有・無 (外部委託 有)			
	処置室	有・無	給食施設	有・無 (外部委託 有)			
	手術室	有・無	消毒施設	有・無 (外部委託 有)			
	エックス線装置	有・無	洗濯施設	有・無 (外部委託 有)			
	調剤所	有・無	高エネルギー放射線発生装置	有・無			
	分娩室	有・無	放射線照射装置	有・無			
	新生児入浴施設	有・無	放射線照射器具	有・無			
	機能訓練室	有・無	放射性同位元素装備診療機器	有・無			
	食堂	有・無	放射性同位元素	有・無			
	浴室	有・無	放射性同位元素使用器具	有・無			
	談話室	有・無	別紙3のとおり				
13 歯科医業を行う病院であって歯科技工室を設けようとするときは、その構造概要	有 ・ 無		別紙3のとおり				
14 病床数及び病床種別ごとの病床数	一般	療養	精神	結核	感染症	計	病室別病床数 別紙4のとおり
	床	床	床	床	床	床	
15 開設者が法人であるとき	*定款、寄附行為又は条例を添付すること。(開設者において原本照合済みのもの)						
16 開設予定年月日	令和 年 月 日						
17 規則第1条第2項の規定に該当する病院にあっては汚水排水に関する事項	別紙5のとおり						
18 予定する管理者の住所・氏名(フリガナ)	(管理者住所) (〒)						
	(管理者氏名フリガナ) ----- (管理者氏名)						
*臨床研修修了登録証の写し、免許証の写し及び履歴書を添付							

(様式1)

別紙1 医師、歯科医師、看護師その他の従業者の標準員数

1 入院患者数等		
(1)	1日平均入院患者数	(人) A
(2)	(1)のうち療養病床入院患者数	(人) B
(3)	(1)のうち感染症病床入院患者数	(人) C
(4)	(1)のうち精神病床入院患者数	(人) D
(5)	(1)のうち結核病床入院患者数	(人) E
(6)	(1)のうち歯科・小児歯科・歯科口腔外科入院患者数	(人) F
(7)	1日平均外来患者数	(人) G
(8)	(7)のうち耳鼻いんこう科外来患者数	(人) H
(9)	(7)のうち眼科外来患者数	(人) I
(10)	(7)のうち歯科外来患者数	(人) J
(11)	1日平均調剤数	(人) K
(12)	1日平均収容新生児数	(人) L
(13)	外来患者に係る取扱処方せんの数	(人) M
2 医師標準数 (注1、4)		
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{\{A-(B+D+F)\} + \frac{B+D}{3} + \frac{G-(H+I+J)}{2.5} + \frac{H+I}{5} - 52}{16} + 3 =$	人
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院でかつ、精神病床を有する病院 (規則第43条の2) (注6)	$\frac{\{A-(B+F)\} + \frac{B}{3} + \frac{G-(H+I+J)}{2.5} + \frac{H+I}{5} - 52}{16} + 3 =$	人
(3) 療養病床の病床比率が全病床数の50%を超える病院に対する経過措置 (規則附則第49条)	<p>当分の間、(1)及び(2)の計算式中、「-52」は、「-36」とし「+3」は、「+2」と読み替える。</p> $\frac{\{A-(B+D+F)\} + \frac{B+D}{3} + \frac{G-(H+I+J)}{2.5} + \frac{H+I}{5} - 36}{16} + 2 =$ $\frac{\{A-(B+F)\} + \frac{B}{3} + \frac{G-(H+I+J)}{2.5} + \frac{H+I}{5} - 36}{16} + 2 =$	人 人

(様式1)

3 歯科医師標準員数 (注1)	
(1) 歯科専門病院 の場合	$\frac{F-52}{16} + 3 = X, \frac{J}{20} = Y, X+Y =$ 人
(2) その他の病院 の場合	$\frac{F}{16} = X, \frac{J}{20} = Y, X+Y =$ 人
4 看護師 (准看護師) 標準員数 (注2、4)	
(1) 法第21条第1 項第1号の規定 による病院 (規則第19条) (注7, 8)	$\frac{A-(B+C+D+E)}{3} + \frac{C}{3} + \frac{D}{4} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} = X, \frac{G}{30} = Y$ (6) (注5) $X+Y =$ 人
(2) 内科等5科を有する100 床以上の病院でかつ、精神病床を 有する病院 (規則第43条の2) (注6, 7)	$\frac{A-(B+E)}{3} + \frac{E}{4} + \frac{B}{6} = X, \frac{G}{30} = Y$ $X+Y =$ 人
5 薬剤師標準員数 (注3)	
(1) 法第21条第1項第1号 の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{A-(B+D)}{70} + \frac{B+D}{150} + \frac{M}{75} =$ 人
(2) 内科等5科を有する100 床以上の病院等 (規則第43条の2)	$\frac{A-B}{70} + \frac{B}{150} + \frac{M}{75} =$ 人
6 看護補助者数 (注2、4)	
(1) 法第21条第1項第1号 の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{B}{4} = X, X =$ 人 (6) (注5)

(様式1)

【特定機能病院のみ】

医師標準員数 (規則第22条の2 第1項) (注1)	$\frac{(A-F) + \frac{(G-J)}{2.5}}{8} =$	人
歯科医師標準員数 (規則第22条の2 第2項) (注1)	$\frac{F}{8} = X, \quad \frac{J}{20} = Y \quad X+Y =$	人
看護師(准看護師) 標準員数 (規則第22条の2 第4項) (注2, 7)	$\frac{A+L}{2.5} = X, \quad \frac{G}{30} = Y \quad X+Y =$	人
薬剤師標準員数 (規則第22条の2 第3項) (注3)	$\frac{A}{30} = X, \quad \frac{K}{80} = Y \quad \begin{matrix} X < Y \Rightarrow Y \\ X > Y \Rightarrow X \end{matrix}$	人

- 注1 医師、歯科医師の標準員数の算定にあたっては、端数が生じる場合にはそのまま算定する。
- 注2 看護師(准看護師)及び看護補助者の算定にあたっては、それぞれ(X, Y)小数点以下を切上げるものとする。
- 注3 薬剤師の算定にあたっては、小数点以下を切上げるものとする。又、特定機能病院については、それぞれ(X, Y)小数点以下を切上げるものとする。
- 注4 規則附則第52条による「療養病床等の転換にかかる経過措置に関する届」をした病院が経過措置を活用する場合、当該届の別紙1「医師、看護師その他の従業者の標準員数」の写しを添付すること。
- 注5 表中、「B/4」とあるのは、平成24年3月31日までの間は、従前どおり「B/6」とすることができる(H18.6.30厚生労働省令133号による経過措置に伴う算式)。
- 注6 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院(「内科等5科を有する100床以上の病院等」という。)で、かつ、精神病床を有する病院をいう。
- 注7 産婦人科又は産科においては、看護師及び准看護師のうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 注8 表中、「D/4」とあるのは、当分の間、「D/5」とする。
 ただし、看護補助者と合わせた数が「D/4」となっていないなければならない。
 (例) 60床の精神病床の場合、看護師及び准看護師の12人(5:1)に、看護補助者を3人加えて計15人(4:1)を配置しなければならない。
 (規則附則第21条)

(様式1)

別紙2 建物の構造概要

(1) 建物棟別構造概要

棟名	階数	延床面積 m ²	構造

注 構造とは、木造、不燃材料、簡易耐火、耐火構造の別をいう。

(2) 患者の使用する廊下の幅

片廊下	最大	cm () cm ()	両側に居室のある廊下	最大	cm () cm ()
	最小	cm () cm ()		最小	cm () cm ()

注 1 寸法は、内法で記載すること。

2 寸法の横のカッコ内に、病床種別を記入すること。

(様式1)

(3) 階段の構造概要

名 称	幅	けあげ	踏 面	踊り場	くぐり戸 高さ×幅	手すりの 有・無	屋内屋外 の別	建築基準法施行令 第123条に規定する 避難階段
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	

注1 階段の名称は、平面図にも記載すること。

2 寸法は、内法で記載すること。

3 建築基準法施行令第123条に規定する避難階段については、当該欄に○印を付すこと。

(様式1)

別紙3 法定施設等の構造設備の概要

(1) 診察室

室名	診療科名	診察室床面積	処置室床面積 (兼用する場合)	階数
		m ²	m ²	

注1 処置室を診察室と兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。

2 診察室と処置室を兼用する場合は、総床面積を診察室床面積欄に記載し、そのうち、処置の占める床面積を処置室床面積に記載すること。

3 床面積は、内法で記載すること。

(様式1)

(2) 処置室

室名	診療科名	床面積	階数
		m ²	階

注1 処置室を診察室と兼用する場合は、診察室の欄に記載すること。

2 処置室には、機能訓練室（リハビリテーション室）、人工透析室、内視鏡室、胃カメラ室等が該当する。

3 床面積は、内法で記載すること。

(様式1)

(3) 手術室

手術室	室名				
		(階)	(階)	(階)	(階)
	床(材質)				
	壁(材質)				
	天井(材質)				
	給排水	有・無	有・無	有・無	有・無
	暖房方法				
	防爆設備	有・無	有・無	有・無	有・無
	手術台数				
	床面積				
準備室	手洗滅菌装置	有・無	有・無	有・無	有・無
	手術用被服	有・無	有・無	有・無	有・無
	包帯材料	有・無	有・無	有・無	有・無
	機械器具消毒設備	有・無	有・無	有・無	有・無
中央材料室	有・無				
	主な設備の概要				
防爆設備を設置しない理由					

注 床面積は、内法で記載すること。

(様式1)

(4) 臨床検査施設

室名	床面積	階数	主たる検査項目		防火構造の適否
	m ²				
検査設備	血色素計		有・無	血沈管台	有・無
	上皿天秤		有・無	顕微鏡	有・無
	血球分類計算器		有・無	遠心器	有・無
	光電比色計		有・無	冷蔵庫	有・無
	その他の設備				
検体検査を委託している場合	委託業者名				
	委託内容				
委託している場合であって検体検査にかかる施設を設けない場合	夜間救急時の検査体制				

- 注1 略痰、血液、尿、ふん便等について、通常行われる臨床検査のできるものであること。
- 2 防火構造とは、火気を使用する場所の周辺に露出木部がないような構造をいう。
- 3 臨床検査施設には、脳波室、心電図室、生化学検査室等が該当する。
- 4 臨床検査施設については、検体検査を委託する場合は、検体検査にかかる施設を設けないことができる。但し、夜間救急時の検査体制が確保されていること。
- 5 生理学的検査（心電図検査等）に係る施設については、外部委託が認められない。
- 6 床面積は、内法で記載すること。

(様式1)

(5) 診療用エックス線装置及び同診療室

室名						
		(階)	(階)	(階)	(階)	
用途						
固定・移動・携帯の区別						
製作者名						
型式						
定格出力	変圧器式	連続	KV	KV	KV	KV
		短時間	KV	KV	KV	KV
	蓄放式	最高充電電圧	KV	KV	KV	KV
		コンデンサ容量	μF	μF	μF	μF

室名	床面積 (内法面積)	操作室	遮へい物の材料及び厚さ					
			壁				床	天井
			北	東	南	西		
	m ²	m ²						
	m ²	m ²						
	m ²	m ²						
	m ²	m ²						

(添付書類)

- ・遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

注：移動・携帯型の場合は保管場所の室名及び保管場所である旨を記入すること

(様式1)

(6) 調剤所

室名	床面積	採光		換気方法
(階)	m ²	ルクス		
		室		
		薬品棚		
		調剤台		
調剤設備	感量10mgの天秤	有・無	調剤台	有・無
	冷暗所 (冷蔵庫)	有・無	感量500 mg の上皿天秤	有・無
	乳鉢・乳棒	有・無	麻薬保管庫	有・無
	薬品棚	有・無	毒薬保管庫	有・無
	その他の設備			
※ (階)				

注1 床面積は、内法で記載すること。

注2 ※欄については、医薬品情報室、D I 室等(法定外施設)がある場合に使用すること。

(様式1)

(7) 給食施設

室名	床面積	構造設備		
調理室(階) 下処理室 上処理室 特別調理室 盛付配膳室 食器洗浄消毒室 加熱処理室 倉庫 穀類 野菜 調味料	m ³ () () () () () () m ³ () () ()	床	(材質)	
		天井	(材質)	
		給排水		
		照明	ルックス	
		換気方法		
		防火設備	有 ・ 無	
		手洗設備	有 ・ 無	
		冷蔵庫	有 ・ 無	
		機器等	別添厨房詳細図のとおり	
		その他	m ³	事務室
更衣休憩室	有 ・ 無			m ³
患者食堂	有 ・ 無			m ³
職員食堂	有 ・ 無			m ³
厨房職員専用便所	有 ・ 無			m ³
その他 ()				m ³
計	m ³			

委託している場合	委託業者名	委託内容

施設を設けない場合における再加熱等の設備 (階)	
--------------------------	--

注1 給食施設について、調理業務又は洗浄業務を委託する場合は、それぞれの業務にかかる施設を設けないことができる。但し、再加熱等の調理作業に必要な設備については設けなければならない。

2 床面積は、内法で記載すること。

(様式1)

(8) 消毒施設（被服・寝具等）

室名	床面積	消毒方法	委託する場合	
			委託業者名	委託品目
(階)	m ²			

注 消毒施設については、繊維製品の滅菌業務を委託する場合は、繊維製品の滅菌業務にかかる施設を設けないことができる。但し、必要な場合に消毒を行う場所を院内に定めておくこと。

(9) 洗濯施設

	施設の有無	委託する場合	
		委託業者名	委託品目
病院用	有・無 (階)		
患者用	有・無 (階)		

注 洗濯施設については、寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、寝具類の洗濯の業務にかかる施設を設けないことができる。但し、必要な場合に消毒（洗濯）を行う場所を院内に定めておくこと。

(10) 分娩室

室名			
	(階)	(階)	(階)
床面積	m ²	m ²	m ²
分娩台数	台	台	台
入浴施設	有・無	有・無	有・無

(11) 新生児入浴施設

室名	床面積
(階)	m ²

注 (8)、(10)、(11)の床面積は、内法で記載すること。

(様式1)

<療養病床を有する場合のみ>

(12) 機能訓練室

室名	階数	床面積	主要構造	設備概要
		m ²		(主な器具等)

(13) 食堂

室名	階数	床面積	主要構造
		m ²	

(14) 浴室

室名	階数	床面積	主要構造	浴室の概要等
		m ²		(浴室の概要等)

(15) 談話室

	階数	床面積	主要構造
専用		m ²	
共用		m ²	(共用する部屋の室名)

注1 床面積は、内法面積を記載すること。

2 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記載すること。

(様式1)

(16) 歯科技工室

室名	床面積	設備状況		
		換気設備	防塵設備	防火設備
(階)	m ²			
設備の概要	技工台	有・無	レジン重合器	有・無
	技工用エンジン	有・無	モデルトリー	有・無
	鋳造器	有・無	レジン	有・無
	その他の設備			

注 床面積は内法で記載すること。

(様式1)

(17) 診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室

区 分		1	2
ベータ線・直線加速器の別			
製作者名			
型式			
定格出力最大 エネルギー (注1)	電子線	MeV	MeV
	エックス線	MV	MV
使用の方法(注2)			
エックス線装置の併設		有 ・ 無	有 ・ 無

室 名	床面積 (注3) m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階 数
		壁				床	天 井	
		北	東	南	西			
操 作 室		—	—	—	—	—	—	

注1 最大エネルギー、最大出力等を記入すること。

注2 線源の位置、1週間当たりの使用時間数及び3月間の当たりの使用時間数、
利用線錘方向についても記入すること。

注3 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・ 遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・ 装置の仕様書(型式、定格出力の確認ができる部分)の写し

(様式1)

(18) 診療用放射線照射装置及び同使用室

区 分		1	2
製作者名			
型式			
装備されている 放射性同位元素	種 類		
	数 量 (Bq)		
エックス線装置の併設		有 ・ 無	有 ・ 無

室 名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階 数
		壁				床	天 井	
		北	東	南	西			
操 作 室		_____	_____	_____	_____	_____	_____	

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・ 遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・ 装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

(様式1)

(19) 診療用放射線照射器具及び使用室・治療病室

放射性同位元素	種 類				
	物理的半減期				
形 状	管	針	球	その他	
型 式					
1個当たりの数量 (Bq)					
合 計 数 量 (Bq)					
物理的半減期が 30日以下のもの	年間最大使用 予定数量 (Bq)				

室 名	床面積	遮へい物の材質及び厚さ					階 数	
		壁				床		天 井
		北	東	南	西			

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・ 遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・ 装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

(様式1)

(20) 放射性同位元素装備診療機器及び使用室

区 分		1	2
製作者名			
型式			
装備されている 放射性同位元素	種 類		
	数 量 (Bq)		
用 途			

室 名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階 数
		壁				床	天 井	
		北	東	南	西			
建築物の主要構造物		耐火構造 ・ 不燃材料						

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・ 遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・ 装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

(様式1)

(21-1) 診療用放射性同位元素及び同使用室・治療病室

放射性同位元素	種類	
	形状	
年間使用予定数量 (MB q)		
3月間最大使用予定数量 (MB q)		
1日最大使用予定数量 (MB q)		
最大貯蔵予定数量 (MB q)		

注 「形状」とは、気体・液体・固体等の状態を記入する。

室名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階数
		壁				床	天井	
		北	東	南	西			
準備室								
体外計測室								
汚染除去室								
貯蔵室								
保管廃棄室								
その他								
建築物の主要構造物		耐火構造 ・ 不燃材料						

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・ 使用予定核種及び数量の確認できる書類、計算条件を示した書類
- ・ 遮へい計算書、遮へい計算詳細図

(様式1)

(21-2) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素及び同使用室・治療病室

放射性同位元素	種類	
	形状	
年間使用予定数量 (MB q)		
3月間最大使用予定数量 (MB q)		
1日最大使用予定数量 (MB q)		
最大貯蔵予定数量 (MB q)		

注 「形状」とは、気体・液体・固体等の状態を記入する。

室名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階数
		壁				床	天井	
		北	東	南	西			
陽電子準備室								
陽電子待機室								
陽電子診療室								
汚染除去室								
保管廃棄室								
その他								
建築物の主要構造物		耐火構造 ・ 不燃材料						

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・ 使用予定核種及び数量の確認できる書類、計算条件を示した書類
- ・ 遮へい計算書、遮へい計算詳細図

(様式1)

(21-3) 診療用放射性同位元素使用器具（治験薬等）及び同使用室・治療病室

放射性同位元素	種類	
	形状	
年間使用予定数量 (MB q)		
3月間最大使用予定数量 (MB q)		
1日最大使用予定数量 (MB q)		
最大貯蔵予定数量 (MB q)		

注 「形状」とは、気体・液体・固体・ガラスビーズ等の状態を記入する。

室名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階数
		壁				床	天井	
		北	東	南	西			
建築物の主要構造物		耐火構造 ・ 不燃材料						

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・使用予定核種及び数量の確認できる書類、計算条件を示した書類
- ・遮へい計算書、遮へい計算詳細図

(様式1)

(22) 精神・結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備

	設 備	内 容
精神病室 (階)	危害防止設備	
	保護室	
感染症病室 (階)	感染予防設備	
結核病室 (階)	消毒設備	

(様式1)

別紙 4 病室別病床数等

病棟名	病室名	病床種別	病床数	床面積	有効内法床面積	1床あたり床面積	採光面積	直接外気開放面積
			床	m ²				
小計		—				—	—	—
小計		—				—	—	—
合計		—				—	—	—

注1 病棟ごとに小計を記入すること。

2 ICUについては、地方社会保険事務局において特定集中治療室管理にかかる届出が受理されている場合には、室名の下に「施設基準届出」と記載すること。

(様式1)

別紙5

病院の汚水排出に関する届出書

		1	2	3
汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称	種類			
	名称			
汚水を排出しようとする場所	排出口の所在地			
	河川の場合、右岸・左岸の別			
汚水排出方法	ポンプ排出・自然排出の別			
	排出口の構造概要			
排出しようとする汚水の量	通常	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	最大	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
排出しようとする汚水の水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	P.P.M	P.P.M	P.P.M
	水素イオン濃度 (P.H)			
	浮遊物質 (S.S)	P.P.M	P.P.M	P.P.M
	その他			
排出しようとする汚水の処理方法	汚水処理方法			
	処理施設の名称			
	処理能力			
汚水排出経路概要図 (汚水処理系統を含む)		別紙図面のとおりに		